

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層別基準			調査区の層符号		
東日本大震災の津波による浸水地域のある調査区	浸水全壊調査区		011		
	その他の調査区	仮設住宅のある調査区	012		
		その他の調査区	013		
仮設住宅のある調査区			020		
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			030		
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	041		
		30%以上	042		
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	051		
		30%以上	052		
平成22年国勢調査調査区 換算世帯数が16以上の調査区	3階建以上の共同住宅以上の世帯調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		110	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	121	
			30%以上	122	
	民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区		130		
	持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区		140		
	その他の調査区		150		
	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区		210	
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	311	
			30%以上	312	
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	411	
30%以上			412		
民営借家に居住の世帯数が65%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	511		
		30%以上	512		
持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が		30%未満	611		
	30%以上	612			
持ち家に居住の世帯数が80%以上で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	711			
	30%以上	712			
その他の調査区で、65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満	801			
	30%以上	802			

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{\text{換算係数}}$

表 2 指定調査区の抽出率

地 域		調査区の抽出率	
		層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 以外の調査区	層符号 011, 012, 020, 030, 041, 042 の調査区
市 部	人口 60 万以上の市区	1/10	1/20
	人口 50 万以上 60 万未満の市区	1/9	1/18
	人口 40 万以上 50 万未満の市区	1/8	1/16
	人口 30 万以上 40 万未満の市区	1/7	1/14
	人口 20 万以上 30 万未満の市区	1/6	1/12
	人口 10 万以上 20 万未満の市区	1/5	1/10
	人口 5 万以上 10 万未満の市区	1/3	1/6
	人口 5 万未満の市区	1/2	1/4
郡 部	人口 1 万 5 千以上の町村	1/4	1/8
	人口 1 万 5 千未満の町村	1/8	1/16